

令和8年8月14日

患者情報の誤送付について

このたび、本学附属病院において、業務委託事業者による患者の要配慮個人情報を含む個人情報に記載された書類の誤送付事案が発生いたしましたので、ご報告申し上げます。

令和8年7月16日、書類を受領された方から、別の方の書類が混入しているとの連絡がありました。調査の結果、業務委託事業者が書類（臨床調査個人票等及び納入通知書）を発送する際、宛名の確認が不十分であったため、患者1名の要配慮個人情報を含む個人情報を別の方に誤送付していたことが判明いたしました。

対象となられた患者さんには、既にお詫びと経緯の説明を行っております。また、誤送付された書類は速やかに回収しており、誤送付先本人以外への提供は確認されておらず、現在までに情報の不正利用や二次被害は確認されておられません。

本学附属病院といたしましては、委託事業者に対し、改善計画書の提出を求めるとともに、発送時の照合手順及びダブルチェック体制の徹底、個人情報保護研修並びに定期的な協議の実施など、再発防止に向けた措置を行うよう書面により申し入れ、再発防止に努めてまいります。

関係の皆様及び対象となられた患者さんには、多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

本件に関するお問い合わせ先
札幌医科大学附属病院 医事課長
電話：011-611-2111（内線 31100）